

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、とちぎん総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。

- ① 普通預金
- ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金、変動金利定期預金、利息分割型定期預金および自由満期型定期預金(以下これらを「定期預金」といいます。なお、積立式定期預金(みのり)に預入れられる個別の各定期預金を含みます。)
- ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号および第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱いします。

2. (本人確認等)

預金口座の開設等の際には、法令で定める本人確認等を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

3. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。

(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、変動金利定期預金および自由満期型定期預金の預入れは一口10,000円以上(ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除く。)、自由金利型定期預金および利息分割型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とします。

4. (定期預金等の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金および自由満期型定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金および自由満期型定期預金に自動的に継続します。継続後の期日指定定期預金および自由満期型定期預金の元金金額が当行所定の金額以上となる場合には自動継続しません。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金および自由満期型定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

5. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または署名して、通帳とともに提出してください。

(2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。

(4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻しことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. (預金利息の支払い)

(1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

7. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。

(2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(千円未満は切捨てます。)または500万円のうちいずれか少ない金額とします。

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

8. (貸越金の担保)

(1) この取引に定期預金があるときは、この取引の定期預金には、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

(2) この取引に定期預金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。

(3) 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

この場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

9. (貸越金利息等)

(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行指定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

- A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
- B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- E 利息分割型定期預金を貸越金の担保とする場合
その利息分割型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- F 自由満期型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由満期型定期預金ごとにその「5年」の利率に年0.5%を加えた利率

- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、変更は当行ホームページへの掲載により公表し、新利率の適用はその際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、取引目的、職業または事業内容、(法人の場合は)実質的支配者、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元金金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (4) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料を支払ってください。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (即時支払)

- (1) 次の各号の一つでも該当した場合に貸越元金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他の債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

14. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は第16条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

15. (取引の制限等)

- (1) 当行は預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

16. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元金のあるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 第13条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第22条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

⑨ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前AからDに準ずる行為

(5) この預金が、当行が別途定める期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することが出来るものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。

(6) 前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行に申出て下さい。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。

(7) 普通預金規定にもとづき普通預金取引が停止または解約された場合は、当行は貸越を中止するものとします。

17. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行はこの取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元金等の弁済にあてることもできるものとします。この相殺により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払って下さい。

(2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(1) 当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)

③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」という。)の対象になっている場合に限り。)

A. 公告の対象となる預金であるかの該当性

B. 預金等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと

⑤ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと(当行が把握できる場合に限り。)

⑥ 総合口座規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 第18条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち何れか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)

④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日は当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)

② この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと
当該手続が終了した日

③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り。)

当該入出金が行われた日または入出金が行われていないことが確定した日

20. (この取引に係る預金の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(第19条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

21. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと

② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)

③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

22. (譲渡、買入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または買入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

23. (担保明細帳)

- (1) 積立式定期預金(みのり)通帳を総合口座取引に使用する場合、同通帳は総合口座定期預金・担保明細帳(以下「明細帳」といいます。)となり、総合口座の定期預金・担保明細を記載します。
- (2) 総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、総合口座通帳のほか、明細帳を含むものとします。
- (3) 総合口座取引の定期預金等を解約・書替継続するときは、明細帳を提出して下さい。また、普通預金口座を解約する場合には、総合口座通帳のほか、明細帳も持参して下さい。

24. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金が第8条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出して下さい。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保障の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行の負担とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

25. (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- (3) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書等によらず、当行所定の方法により引き落とします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、何らの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。
- (4) 前項の規定にもとづきこの預金口座が解約された場合、各種料金等の自動支払いその他預金口座に直接関連する各種お取引がこの預金口座についてあるときには、預金口座の解約に伴い、これらのお取引についても、預金者へ通知することなく解約されるものとします。
- (5) 一旦引落しになり、お支払いいただいた通帳利用手数料については、ご返却いたしません。

26. (通帳利用手数料)

- (1) 通帳利用手数料は、令和6年1月4日以降に開設する、普通預金口座および総合口座取引について、通帳を発行する口座(以下「有通帳口座」といいます)を選択する場合に適用され、当行はこの預金口座から払戻請求書等によらず、当行所定の方法により通帳利用手数料を引落とします。
- (2) 一旦引落しになり、お支払いいただいた通帳利用手数料については、ご返却いたしません。

27. (規定の変更)

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

附則 未利用口座管理手数料のご説明

1. (未利用口座となる口座)

- (1) 最後のお預け入れまたは払戻し(当該普通預金お利息への元本組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しを除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座(総合口座を含み、無利息型普通預金(決済性預金)を除きます。)を未利用口座としてお取扱いします。
※盗難、紛失などでご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。
- (2) 前項の未利用期間の起算日は次のとおりとします。
 - ① 令和2年3月31日までに開設された口座...令和3年7月1日または最終異動日の翌日のいずれか遅い方
 - ② 令和2年4月1日以降に開設された口座...最終異動日の翌日

2. (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料はお客様の口座が未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内させていただきます。
- (2) ご連絡を差し上げてから、一定期間経過後もお取引がない場合に、当行所定の手数料をご負担いただきます。
- (3) ただし次の場合は未利用口座の対象外です。(手数料は必要ございません)
 - ① 当該口座の残高が1万円以上である場合
 - ② お借入がある場合
 - ③ 定期預金の残高が1円以上ある場合

④ 積立定期預金、定期預金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等の取引がある場合

⑤ その他当行所定の場合

※なお、お取引の状況によっては未利用口座の対象となる場合がございます。

3.(口座の自動解約)

(1) お客様の口座残高が未利用口座管理手数料未済の場合は、お客様の口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部として充当し、同口座を何らの通知をすることなく自動的に解約させていただきます。

(2) なお、一部または全額ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

※お客様口座残高以上ご負担はございません。

※口座を自動解約させていただいた後の、お客様のお手続きは一切ございません。

4.(未利用口座から未利用口座管理手数料をいただくまでの流れ)

お客様の普通預金口座が「未利用口座」となった場合

・未利用口座管理手数料の対象となった口座をお持ちのお客様へ、事前に文書にて、お届けの住所に「ご案内」を差し上げます。

↓

・このご案内により口座をご確認いただき、再度ご利用していただくか、ご利用予定のない場合はご解約されることをお勧めします。

・このご案内を差し上げて一定期間(約3ヶ月)以内に、再度利用されるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料は掛かりません。

↓

・このご案内を差し上げて一定期間(約3ヶ月)経過後におきましても、ご利用もしくはご解約のお手続きのない未利用口座に対しましては、未利用口座管理手数料を引落しさせていただきます。

※送付した「ご案内」が延着または到着しなかった時でも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

・未利用口座管理手数料の取扱いについて変更がある場合は、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法でお知らせします。

附則 通帳利用手数料のご説明

1.(通帳利用手数料)

(1) 令和6年1月4日以降に開設する、個人の普通預金口座および総合口座取引について、有通帳口座を選択する場合は、当行所定の通帳利用手数料をご負担いただきます。

(2) 1年目の通帳利用手数料は口座開設時にご負担いただきます。2年目以降は、口座開設月から11か月後の月末時点で有通帳口座を利用しているお客さまへ事前に文書にて、お届けのご住所宛に「ご案内」を郵送いたします。このご案内の送付後、口座開設月の応当月20日(銀行営業日でない場合は翌営業日)に通帳、払戻請求書の提出なしに、該当する預金口座から通帳利用手数料を引落すものとします。なお、引落日に、該当する預金口座から払い戻すことのできる金額(総合口座については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)が手数料金額に満たないときは、同月の25日(銀行営業日でない場合は翌営業日)に口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。この場合、再度手数料金額に満たない場合は残高不足と判定します。

※ 送付した「ご案内」が延着または到着しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) 令和6年1月4日以降に開設するとちぎんWEB口座を、預金者の希望により有通帳口座に変更する場合、変更時に当行所定の手数料をご負担いただきます。有通帳口座に変更後は、最初に到来する口座開設月の応当月20日(銀行営業日でない場合は翌営業日)に、前記(2)の2年目以降の取扱いと同様に通帳利用手数料をご負担いただきます。

(4) 以下に該当する預金口座については、通帳利用手数料のご負担はございません。

① 口座開設時点の年齢が満70歳以上のお客様の口座

② 令和6年1月4日以降に新規開設した口座で、開設以後満70歳に到達したお客様の口座

③ 個人事業主、法人のお客様の口座

④ 決済用普通預金口座

⑤ とちぎん教育資金贈与専用口座

とちぎん結婚・子育て資金贈与専用口座

とちぎん後見制度支援預金口座等の各種管理用口座

⑥ 令和6年1月3日までに開設された口座

⑦ その他当行所定の口座

2.(通帳利用手数料をご負担いただけない場合の取扱い)

(1) 預金残高不足等により通帳利用手数料をご負担いただけない場合は、当行は、預金者の同意を得ることなく、有通帳口座をとちぎんWEB口座に切替(変更)できるものとします。ただし、預金者が有通帳口座への再切替を希望するときには、当行所定の手数料をご負担いただいたうえで、当行所定の手続により有通帳口座に切替ができるものとします。

(2) 前記(1)の切替対象となった有通帳口座にキャッシュカードの発行がない場合でも、とちぎんWEB口座に切替できるものとします。

(3) 前記(1)による通帳発行形態の変更に伴いお客さまに生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

3.(通帳利用手数料の返却)

ご負担いただいた通帳利用手数料は返却いたしません。

※ 通帳利用手数料の取扱いについて変更がある場合は、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法でお知らせします。

以上

2024年1月4日改正